



大切な想いをつなぐ

相続定期預金

～絆～



取扱期間

2024.4/1(月) ~
2025.3/31(月)

●お預け入れ期間・適用金利

6ヶ月もの
スーパー定期

店頭表示金利
+
年**0.150%**
(自動継続扱い)

1年もの
スーパー定期

店頭表示金利
+
年**0.100%**
(自動継続扱い)

3年もの
スーパー定期

店頭表示金利
+
年**0.120%**
(自動継続扱い)

※当金庫を通じて  NCPグループによる有料サービスをご利用いただいた場合 **上記金利にさらに年 0.100% 上乘せします。**

※上記金利は初回満期日までです。初回満期日以降は満期日(継続日)の店頭表示金利で自動継続します。

※お利息には 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税金がかかります。

●ご利用いただける方

**金融機関(当金庫以外の金融機関を含む)での相続手続き完了後 1年以内に、
相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人のお客さま**

※おひとりさま 1回まで


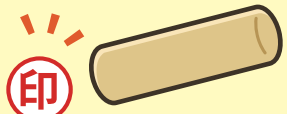
●お預け入れ金額

相続により取得した金額の範囲内 (1円単位)

※相続により取得された不動産および有価証券等の売却資金、受取保険金を含みます。



●必要書類

<p>① 本人確認書類</p> 	<p>② お届け印</p> 	<p>③ ①相続人であること ②相続手続き完了時期 ③相続により取得した金額 が確認できる書類</p> <p>〈例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関に提出した相続手続き依頼書の写し 被相続人名義の解約済預金通帳または計算書の写し 遺産分割協議書の写し 遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し 戸籍謄本の写し 不動産売買契約書の写し 取引報告書の写し 死亡保険金請求書の写しまたは保険会社から送付される支払通知書 など <p>※場合によっては、複数の書類が必要となります。詳しくはお取引店舗にご確認ください。</p>
---	--	--

●その他

- ATM、インターネットバンキングではご契約できません。
- 定期預金通帳または総合口座の定期預金担保明細でのお取り扱いとなります。
- 他の金利上乘せ定期預金との併用はできません。
- やむを得ず中途解約される場合は、ご契約時の金利は適用されません。(自由金利型定期預金(M型)規定によりお取り扱い致します。)
- この預金は預金保険制度の対象となります。 ●マル優の資格を有する方はマル優をご利用いただけます。
- 当金庫に初めてご預金される方は、ご本人を確認させていただく書類が必要となります。
- 期間中でも市場動向などにより商品内容を変更したり、取り扱いを中止する場合があります。
- 店頭にて「スーパー定期」の説明書をご用意しております。詳しくは当金庫の窓口にておたずねください。

専門家による相続手続・ 戸籍収集サポートのご案内

- 仕事の休みを取って役所や銀行巡りは大変。
- まずどこに相談していいかわからない。 などなど…

お任せください!



こんなお悩み、解決できます!

戸籍(原戸籍)の収集・相続関係図の作成サービス

故人の出生～死亡までのすべての戸籍謄本
(改製原戸籍、除籍謄本)の収集作業

基本料金 **33,000円**～(消費税込)

役所へ支払う手数料、定額小為替費用、郵送料などの実費は別途となります

※法定相続人が3名以上の場合、基本料金に1名あたり11,000円が加算されます。
※法定相続人が第二順位(直系尊属)の場合は基本料金に1.5、第三順位(兄弟姉妹)の場合は2.0を乗じた額とします。

遺産分割協議書の作成支援サービス

基本料金 **49,500円**～(消費税込)

※不動産の個数が3を超える場合、それ以降1個につき3,300円が加算されます。
※金融資産の商品・口座などがある場合、1個につき2,200円が加算されます。
※記載する財産評価額が4,000万円を超える場合、その超過部分について0.3%が加算されます。
※金融機関から残高証明書を取り寄せる場合、1金融機関あたり22,000円が加算されます。

預貯金・株式の相続(払い戻し・名義変更)手続

基本料金
(1金融機関) **55,000円**～(消費税込)

※合計残高2,000万円を超える部分について0.5%の加算料金が発生します。
※新規での株式口座開設など特別な手続については別途料金が発生します。

不動産の名義変更(相続登記)

基本料金 **55,000円**～(消費税込)

※別途で登録免許税(固定資産評価額0.4%)および実費(書類代・郵送料など)が発生します。
※複数の物件がある場合には別途加算料金が発生します。



お客様の声



「相続手続を自分で
行った事が無かったので、
専門家に任せることが
出来て助かりました。」

(安城市 50代 男性)

「専門家に無料で
相談できるサービスが
非常に良かった。」

(岡崎市 70代 女性)

「事前に報酬が
分かったので
安心して依頼できた。」

(碧南市 60代 男性)



NCPグループ

行政書士法人NCP 司法書士法人NCP 税理士法人NCP
NCP社会保険労務士事務所 株式会社NCP相続センター

「NCP」とは
New Consulting Partner
ニュー コンサルティング パートナー
の略です

専門家へのご相談は
無料
です。

専門家による相続手続・戸籍収集サポートに関しましては、
右記QRコードよりご来店予約の上、店頭でお問い合わせください。



へきしん 来店予約

